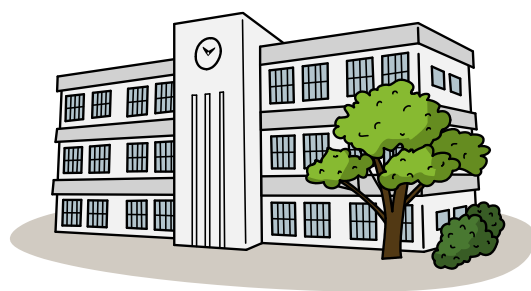


「社会に開かれた教育課程」

【Q & A】



2018年2月

島根県教育庁益田教育事務所

Q1：「社会に開かれた教育課程」の実現とは、どのようなことですか？

A：教育課程を編成する際には、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念とともに、子どもたちにどのような資質・能力を育むのかについて学校と社会が共有することが求められています。さらに、社会と連携・協働することでその実現を図るとしています。

<解説>

今回の改訂では、総則の前に初めて「前文」が設けられました。実は「社会に開かれた教育課程」という用語は総則には記述がなく、前文に示されています。ここでは、学習指導要領の意義、日々の教育活動と学習指導要領との関連性などが次のように示されています。

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

(下線は益田教育事務所が加筆)

社会に開かれた教育課程の「社会」については、「将来の社会」という側面と、理念の共有や連携・協働の対象としての「地域社会」という側面があると考えられます。

「将来の社会」の側面から見れば、グローバル化や情報化の進展、人工知能(AI)の急速な進化など、将来の社会の構造的な変化を踏まえて、今の社会に必要な知識を教えるだけでなく、次世代を切り拓く力を育むという意味において「教育」が社会をリードすることが必要です。そこで、学校教育の中で将来を見据えた資質や能力を社会と協働して育てていくことが期待されているのです。

また、「地域社会」の側面から見れば、子どもたちの人間形成は、学校だけでなく家庭や地域社会との連携の中で行われます。よって、教職員と保護者や地域住民との理念の共通理解と協働が大切になるのです。

このように、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創っていくこと、そしてそれを学校と社会とが連携しながら実現していくことが「社会に開かれた教育課程」という理念なのです。

Q2：「社会に開かれた教育課程」を実現するために、どのように教育課程を編成すればよいのですか？

A： 自校の教育課程の編成・実施にあたっては、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図っていくカリキュラム・マネジメントの確立が求められます。

<解説>

「新学習指導要領解説編 総則」に記されたカリキュラム・マネジメントについての内容をまとめると、次のような三つの側面から整理されています。

① 教科横断的な視点	【教育活動の改善】
② PDCA サイクルの確立	【教育内容の質の向上】
③ 学校内外の人的・物的な資源の活用	【資源の効果的な活用】

これまでも、特に②については重視されてきたところですが、今後は資質・能力の明確化等の理念を踏まえて①や③についても留意する必要があります。

なお、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指して具体的な編成作業を行う際には、以下のような手順が考えられます。

① 教育課程における学校の基本方針の明確化、実施のための組織・日程の決定

教育課程の編成に対する学校の基本方針を明確にし、編成・実施のための組織と日程を決めます。編成作業にあたっては責任者である校長をはじめ、教頭や各主任を中心に全教職員の協力の下で行う必要があります。

② 事前の研究・調査

関係法令、新学習指導要領等をもとに「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、事前の研究や調査をします。学校及び地域の実態を把握するとともに保護者や地域住民の意向、子どもの状況等に留意します。

③ 教育目標等の設定

学校の教育目標などの教育課程の編成の基本となる事項は、学校教育の目的や目標及び教育課程の基準に基づきながら、しかも各学校が当面する教育課題の解決を目指し、両者を統一的に把握して設定します。

④ 教育課程の編成

教育課程の編成は、学校の教育目標の実現を目指して、指導内容を選択し、組織し、それに必要な授業時数を定めていきます。

⑤ 評価・改善

教育課程を実施する中で、子ども達の姿や地域の現状等を把握できる調査結果や各種データ等を活用することで、実施中の教育課程を検討・評価し、改善点を明確にして改善を図ることが大切です。

Q3：「社会に開かれた教育課程」を通して、子どもたちにどのような資質・能力を身に付けさせればよいのでしょうか。

A： 学習指導要領に基づき各学校において、児童生徒や学校、地域の実態に応じて「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に沿って明確にすることが求められます。その際、各教科等で育まれる資質・能力を踏まえつつ、学習の基盤となる資質・能力や、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力についても、教科等横断的な視点に立って育成することが重要です。

<解説>

全ての学習の基盤となる力や、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力について、次期学習指導要領解説総則編第3章第2節の2「教科等横断的な視点に立った資質・能力」では次のように述べられています。

学習の基盤となる資質・能力とは、児童生徒の日々の学習や生涯にわたる学びの基盤となる資質・能力です。

総則では具体例として、次のような力が示されています。

- ・言語能力
- ・情報活用能力（情報モラルを含む）
- ・問題発見・解決能力

それ以外にも、各学校においては児童生徒の実態を踏まえ、学習の基盤作りに向けて課題となる資質・能力は何かを明確にしていくことが求められます。

現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力とは、豊かな人生の実現や災害等乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に照らして必要となる資質・能力です。

総則では具体例として、次のような力が示されています。

- ・健康・安全・食に関する力
- ・主権者として求められる力
- ・新たな価値を生み出す豊かな創造性
- ・グローバル化の中で多様性を尊重するとともに、現在まで受け継がれてきた我が国固有の領土や歴史について理解し、伝統や文化を尊重しつつ、多様な他者と協働しながら目標に向かって挑戦する力
- ・地域や社会における産業の役割を理解し地域創生等に生かす力
- ・自然環境や資源の有限性等の中で持続可能な社会をつくる力
- ・豊かなスポーツライフを実現する力

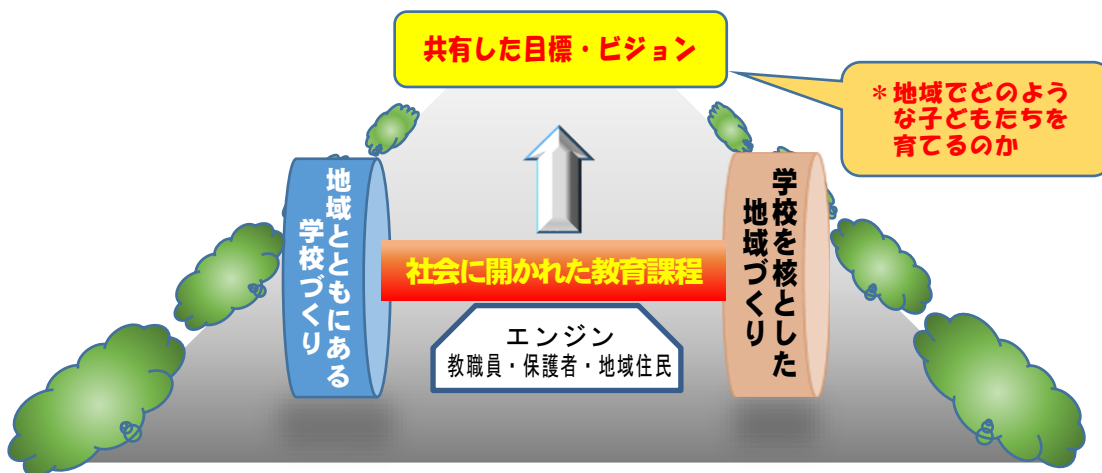
このように、子どもたちに身に付けさせたい資質・能力を明確化し、「社会に開かれた教育課程」を通して育んでいくことが大切です。

Q 4 : 「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、学校と地域の関係をどのようにとらえたらよいのでしょうか？

A : 「学校づくり」と「地域づくり」は、つながっていることを理解する必要があります。

<解説>

下図のとおり「学校づくり」と「地域づくり」は、相互に関連しあう一連のシステムです。



これからは、「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」とを両輪とし、この両輪をつなぐ軸（シャフト）に「社会に開かれた教育課程」を位置付けて、学校と地域が「目標やビジョンを共有」し、「教育課程を介して」その実現を図ることが求められています。

また、このようなシステムを動かしていくためには、次のような点を意識して取り組む必要があります。

- 図のように、二つの車輪がともにめざす方向に進んでいるか
- 両輪がシャフトでつながっておらず、それぞれが勝手な方向に進んでいないか
- 車輪の大きさがまちまちで、その場でくるくる回っていないか

「社会に開かれた教育課程」というシャフトでつながれた両輪を動かすエンジンは、教職員、保護者、地域住民です。「パートナー」としての双方向の関係性を基盤に連携・協働して取り組むことが大切です。

Q5：目標やビジョンをどのように共有したらよいでしょうか？

A： 学校，家庭，地域が一体となった「対話と議論」が必要です。

<解説>

共通の目標やビジョンが設定されると，お互いに前向きな姿勢で取り組むことができ，同じゴールへ向かって誰もが様々な手立てをすることができます。そのことにより，子どもたちへの教育効果も大いに期待できます。学校・家庭・地域が，一体となって，役割分担をしながら，それぞれが主体的に取り組むことができれば，お互いに達成感を味わうことができます。

そのために，まずはそれぞれが胸襟を開き，子どもたちの現状や課題について出し合うことが必要です。その上で，子どもたちに身に付けさせたい力を対話と議論によって共有し，学校・家庭・地域の役割や連携・協働した取組を明確にすることで，「社会に開かれた教育課程」が実現可能なものになります。

それでは，対話や議論の場をどこに設定すればよいのでしょうか。ぜひ，既存の組織や協議の場を有効活用してみてはいかがでしょうか。

益田管内における既存の組織や議論の場として，以下が考えられます。

- 各学校における学校評議員会
- コミュニティ・スクールにおける学校運営協議会（益田市）
- つろうて子育て協議会（益田市）
- 学びの協働エリア協議（津和野町）
- サクラマスプロジェクト地域会議（吉賀町）

なお，これらの組織を活用することにより，各市町の教育大綱や教育ビジョン等，それぞれの教育の方向性に沿った形の取組が可能になります。

また，このような場を通して，中学校区で対話と議論をすることで，子どもの発達を意識した系統的な目標の設定や活動内容の共有化が期待できます。

つまり，学校・家庭・地域での“横の連携”によるカリキュラム・マネジメントに加えて，中学校区での“縦の連携”によるカリキュラム・マネジメントも可能となるのです。

Q6：「社会に開かれた教育課程」は、「ふるさと教育」のねらいと、どのように関連しているのですか？

A：社会に開かれた教育課程の実現において、ふるさと教育は重要な役割を果たすものだと考えられます。

<解説>

論点整理には「社会に開かれた教育課程」の3つのポイントが示され、これと「ふるさと教育基本方針」（島根県教育委員会）には数多く共通項が見られます。そこで、「社会に開かれた教育課程」と「ふるさと教育」との関連について、以下のように整理しました。

※表中①②③のポイントごとに、関連する内容に同様の下線

	「社会に開かれた教育課程」 3つのポイント	ふるさと教育 基本方針	共通項となる キーワード
①	<u>社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。</u>	<u>地域の人々とともに</u> <u>に行う自然体験、社会体験等を通じて、子どもたちに地域社会の一員としての自覚を持たせ、社会性を育む。</u>	<u>地域社会の中で</u> <u>地域社会の一員</u> <u>地域社会とともに</u>
②	<u>これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し、育んでいくこと。</u>	<u>地域課題に正対することで、ふるさとへの貢献意欲を育む。</u>	<u>社会と向き合う</u> <u>ふるさとへの愛着・貢献</u>
③	教育課程の実施にあたって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との <u>連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。</u>	<u>学校・地域が相互理解の上に緊密に連携し、それぞれの役割を果たしながら取り組む。</u>	<u>学校と地域社会の連携</u> <u>目指すところを共有・連携し実現</u>

以上のように、「社会に開かれた教育課程」と「ふるさと教育」には重なる部分が多いことが分かります。よって、「社会に開かれた教育課程」を実現するうえで、以前から「ふるさと教育」を進めてきた島根県は、その強みを発揮できると考えられます。

Q7：「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、「ふるさと教育」が重要な役割を果たしていくためには、どのように計画を立て、実施していけばよいのでしょうか？

A： これまでの各校の「ふるさと教育」を「社会に開かれた教育課程」の3つのポイントから見直すカリキュラム・マネジメントが必要です。

<解説>

Q6で示したように、「社会に開かれた教育課程」と「ふるさと教育」には共通項が多いことから、ふるさと教育を充実させることにより、社会に開かれた教育課程の実現も期待されます。したがって、全教職員が以下の「ふるさと教育を見直すうえで大切にしたいこと」を共有し、ふるさと教育の充実を図ることが求められます。

－ふるさと教育を見直すうえで大切にしたいこと－

① 「ふるさと教育」において育てたい資質・能力を明確にする

発達の段階を踏まえた指導となっているか。

※「第2期しまね教育ビジョン21」P20

“発達の段階に応じた各学校種での教育展開”参照

中学校区で発展性、系統性のある学習となるように情報交換を行い、全体計画を作成しているか。

② 目標や内容を地域と共有化する

・学校と地域が、以下の事項について共通理解されているか。

身に付けさせたい具体的な資質・能力

主な学習活動

指導体制

学習過程での配慮事項

③ 学びの質を高める指導を充実する

日常生活や社会との関わりを重視する目標及び内容となっているか。

探求的な学びの過程となっているか。(学習過程の重視)

※地域の教育資源(ひと・もの・こと)に、出会わせることのみ活動とならないようにする。

体験活動(自然体験・社会体験・交流体験など)、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を取り入れているか。

地域の人々と連携・協働した取り組みとなっているか。

社会教育施設や各種団体との連携がなされているか。

地域の教材や学習環境の活用がなされているか。

島根と我が国全体や世界との関連性を意識させ、幅広い視野でふるさとを捉える工夫をしているか。

<参考資料>

- 小学校（中学校）学習指導要領（H29.3）
- 小学校（中学校）学習指導要領解説 総則編（H29.3）
- 教育課程特別部会論点整理（H27.8 中央教育審議会教育課程企画特別部会）
- 第8期中央教育審議会答申（H27.12）
 - ◇「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」
 - ◇「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」
 - ◇「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」
～学び合い，高め合う教員養成コミュニティの構築に向けて～
- 「次世代の学校・地域」創成プラン
～学校と地域の一体改革による地方創生～（H28.1 文部科学大臣決定）
- 次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ（H28.8 教育課程部会）
- 地域学校協働活動推進のための地域コーディネーターと地域連携担当教員の育成ハンドブック（H29.3 国立教育研究所社会教育実践研究センター）
- コミュニティ・スクール2017
～地域とともにある学校づくりを目指して～（文部科学省）
- 「月刊教職研修」（2017年8月号）